

令和4年11月22日

令和4年第3回神奈川県議会定例会

共生社会推進特別委員会資料

1	当事者目線の障がい福祉について	1
2	高齢者・障害者等介護の支援について.....	5

1 当事者目線の障がい福祉について

(1) 「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 ～ともに生きる社会を目指して～」について

ア 条例の制定について

- ・ 「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」については、県議会第3回定例会厚生常任委員会において次の意見を付して採決され、10月14日の本会議において全会一致で可決、10月21日に公布した。
(施行は、令和5年4月1日)

<付された意見>

- ・ 「施策の推進にあたっては、障がい当事者とご家族の多様なニーズに対応できる受け入れ体制のさらなる整備・拡充、担い手の育成・確保と処遇改善、実効性を担保するための財政支援と推進体制の機能強化に努めるとともに、諸情勢の変化に応じ、柔軟かつ果敢に見直しを行うこと。」
- ・ 条例の名称については、厚生常任委員会における副題や愛称をつけてはどうかとの意見を受け、副題として「～ともに生きる社会を目指して～」を付すこととした。今後、条例の周知、普及啓発にあたっては、必ずこの副題を付して行うこととする。

イ 今後の対応

- ・ 令和5年4月1日の条例施行に向け、障がい当事者や家族はもとより、市町村、県民、事業者、障害福祉サービス提供事業者等に対し、条例の周知とともに、意見交換を行っていく。
- ・ 条例の実効性を担保するため、基本計画の策定や、必要な施策について、検討を行っていく。

ウ 条例の「わかりやすい版」について

(ア) 名称

「みんなで読める 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例
～ともに生きる社会を目指して～」

(イ) 経緯

条例案の検討の過程で、障がい当事者から「条例の条文自体が難しくてわからない」「要約されたものではなく、条文を一からしっかりと読みたい」といったご意見が寄せられたことから、障がい者に限らず、誰もがわかりやすく読むことができる、条例の「わかりやすい版」を、障がい当事者主体で作成することとした。

(ウ) 取組概要

- ・ 障がい当事者がメンバーとなるワーキンググループを設置し、8月から10月までの間に、計7回、検討を行った。
- ・ 条例を一条ずつ、わかりやすい言葉に言い換えたものを作成した。

(エ) 言い換えのポイント

- ・ できるだけ一文を短くする。
- ・ 指示語や修飾語は使わない。
- ・ 「社会的障壁」や「合理的配慮」など、障がい当事者が、社会生活を送る中で触れる言葉については、そのままの言葉を用い、解説等で補足する。

(オ) 今後の取組について

- ・ 引き続き、ワーキンググループによる検討を行い、ワーキンググループメンバーが所属する当事者団体や、関係団体等からの意見も聴取しながら、内容の充実を図り、令和5年2月頃を目途に冊子化する予定。

<別添参考資料>

参考資料 「みんなで読める 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例
～ともに生きる社会を目指して～」

(2) 津久井やまゆり園の今後の方向性

ア 再生に向けた取組

- ・ 平成28年7月に津久井やまゆり園事件が起きた後、県は、平成29年10月に「津久井やまゆり園再生基本構想（以下「再生基本構想」という。）」を策定し、利用者の意思決定支援や、津久井やまゆり園と芹が谷やまゆり園の2つの園の整備に取り組んできた。
- ・ 意思決定支援については、利用者一人ひとりに尊重されるべき意思があることを前提に、全ての利用者を対象に、本人とその家族、相談支援専門員や施設職員等で、本人を中心とした「意思決定支援チーム」を作り、住まいの場の選択など本人の望む暮らしの実現に向けた支援を行っている。
- ・ 整備にあたっては、すべての利用者の居室数の確保を前提として、全室個室で小規模ユニット化された定員66名の施設とした。また、津久井やまゆり園には、鎮魂の碑、水鏡、献花台からなる鎮魂のモニュメントを設置した。
- ・ 昨年7月に津久井やまゆり園で開所式を行うとともに、その後、

障がい当事者との対話や現場視察を重ねながら、11月の芹が谷やまゆり園の開所式で、知事が「当事者目線の障がい福祉実現宣言」を発信し、これまでの安全面を優先した「支援者目線」という障がい福祉のあり方を、新しい「当事者目線の障がい福祉」に大転換するという県の決意を示した。

イ 新施設開所後の取組

(7) 防犯・安全対策

- ・ 再生基本構想に基づき、安全面において万全の施設とするため、防犯に関する専門団体等の助言を受けながら、必要な防犯設備を整備した。
- ・ 具体的には、3段階に設定したセキュリティラインに応じて、防犯カメラ、周囲に異常を知らせる防犯ブザー、警備会社と連動した屋外赤外線センサー等を整備したほか、建物の出入口等には、電気錠や防犯ガラスを整備するなど、外部からの侵入者の感知・抑制するため、重層的な対策を講じている。
- ・ 人員については、警備員による土日や夜間を含めた園内巡回警備を実施したり、夜間は6ユニットで7名の夜勤職員を配置するとともに、看護師のオンコール体制を確保するなど、緊急時に備えた体制を確保している。
- ・ また、地元の警察による定期的な巡回を実施したり、不審な電話があった際などは速やかに情報共有するなど、警察との緊密な連携体制を構築している。

(4) 交流活動

- ・ 相模湖地区社会福祉協議会が作成した広報誌を地元商店等に手渡しで配布するボランティア活動を行ったり、駅前の募金活動や自治会の防災訓練に参加するなど、利用者と地域の方々との顔の見える交流に取り組んでいる。
- ・ また、今後は、地元の小学校や津久井養護学校の行事に利用者が参加したり、同校児童・生徒が園のイベントに参加できるよう、園職員と教諭が調整を進めている。
- ・ 交流の範囲は地元だけにとどまらず、日本初の影絵劇団・かかし座と利用者が一緒に影絵作品を創作する様子をドキュメンタリー映像作品として公開する取組や、東洋大学や鎌倉女子大学の学生との交流活動を行っている。

(ウ) 地域生活移行に向けた取組

- ・ 「チャレンジ活動」として、園内での洗濯業務のお手伝いを通

じた就労体験や、指定管理者や他法人が運営するグループホーム等の見学や体験を行うなど、従来の園内の日中活動にとどまらずに、利用者に様々な経験の機会を提供している。

- ・ また、日中活動として、入所者が地域の事業所に定期的な通所をはじめた。

(I) 共生社会の推進に向けた取組

- ・ 県では、6月から7月にかけて県職員研修を津久井やまゆり園で複数回開催するとともに、知事が出演するテレビ・ラジオ番組における憲章や鎮魂のモニュメントの紹介を行った。
- ・ また、園の取組として、相模原市職員、市内の中学生、市内の事業所、地元の小学校教諭等を対象に、職員を派遣し講演を行ったり、社会福祉協議会や民生委員などによる施設見学を受け入れた。

ウ 今後の方向性

- ・ 津久井やまゆり園においては、引き続き、警察と連携して利用者が安心して安全に暮らせる環境を確保するとともに、Withコロナの中、感染対策に留意しつつ、地域との交流を再開、充実していく。
- ・ また、令和5年度から始まる新たな指定期間においては、通過型施設として、利用者が望む暮らしを実現できるよう、日中活動の充実やグループホームの体験などの施設外の活動を充実して、当事者目線の障がい福祉を実現していく。
- ・ 津久井やまゆり園の意思決定支援の取組で得た知見を活かし、まずは県内の障害者支援施設に意思決定支援を普及させていく。

2 高齢者・障害者等介護の支援について

(1) 介護等の質の向上

ア あんしん介護の推進

高齢者が安心して介護を受けられるよう、施設及び在宅での介護における諸課題を協議する「かながわ高齢者あんしん介護推進会議」を設けるなど、高齢者に対する虐待防止や身体拘束廃止の取組を推進している。

(ア) 虐待防止

a 高齢者虐待防止部会

- ・ かながわ高齢者あんしん介護推進会議に高齢者虐待防止部会を設置。
- ・ 高齢者虐待防止に向けた啓発リーフレットの内容や、虐待通報に対応する市町村の支援策等を検討。

b 虐待防止に係る研修

- ・ 介護施設等の従事者であって、一定の知識、技術及び経験を有する者に対し、虐待被害の多い認知症の方の介護に関する実践的な知識及び技術を修得するための研修を実施している。
- ・ また、介護施設等の看護職員を対象として、実務基礎研修、実務者研修、管理能力養成研修を実施し、それぞれのレベルに応じ、高齢者の権利擁護や虐待防止に関する知識や対応力の習得に繋げている。

(イ) 身体拘束ゼロに向けた取組

a 拘束なき介護推進部会

- ・ かながわ高齢者あんしん介護推進会議に拘束なき介護推進部会を設置。
- ・ 身体拘束の廃止に向けた県・市町村・各関係機関等の連携や、研修・啓発等の支援策について検討。

b 身体拘束廃止推進に係る研修

- ・ 介護施設等の従事者を対象に、介護技術の向上、高齢者の権利擁護の推進、身体拘束の廃止に向けた取組を推進する研修を初任者、リーダー級職員、施設長の各階層別実施している。

イ 障がい者支援の向上

安全を優先した支援者の目線による身体拘束等をなくすため、障が

い特性や本人の望み、願いをしっかりと理解し、身体拘束によらない支援の実現を目指した取組を進めている。

(7) 支援困難な利用者に対する支援技術向上のための研修

- ・ 障害者支援施設等において、支援の難しい利用者に対し、安易な身体拘束が実施されることがないように、特に支援の難しい強度行動障害のある利用者に対する支援技術向上のための研修に取り組んでいる。

(1) 身体拘束ゼロに向けた取組

- ・ 県立障害者支援施設では、身体拘束ゼロを目指して、令和2年度から身体拘束の見える化として、県のホームページに身体拘束の実施状況や廃止に向けた取組事例を公表している。
- ・ また、長時間の居室施錠等を行っている利用者について、市町村に情報提供しながら、支援の改善に取り組んでいる。

<県立施設における身体拘束件数>

令和2年12月：98件 → 令和4年8月：25件

- ・ さらに、県所管域の民間施設を対象に、身体拘束の実施状況等に関する調査を行い、各施設における身体拘束の実施理由などについて把握した。
- ・ 今後は、この調査結果を整理し、民間施設における優れた支援事例を他の施設に紹介するなど、身体拘束の廃止に向けた取組を推進していく。

(2) ロボット・ICTの導入促進

介護・障がい福祉の現場における職員の負担軽減やサービスの質の向上を目的として、国の補助制度を活用し福祉事業所のロボット・ICTの導入を支援している。

(ロボット)

	介護	障がい
補助経費	<ul style="list-style-type: none"> 1 機器につき導入経費の最大4分の3を対象にして、上限30万円(移乗支援、入浴支援の機器は上限100万円) 見守り機器導入に伴う通信環境整備に対し、1施設につき経費の最大4分の3、上限750万円 (国2/3、県1/3) 	<ul style="list-style-type: none"> 1 機器あたり10万円以上の購入費用を対象にして、上限30万円(移乗介護、入浴支援の機器は上限100万円) (国2/3、県1/3)
対象事業所	<ul style="list-style-type: none"> 居宅サービス事業者 地域密着型サービス事業者 介護保険施設の開設者(居宅介護支援事業者、介護予防サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者及び介護予防支援事業者は対象外) 	<ul style="list-style-type: none"> 居住系サービス(障害者支援施設事業者、共同生活援助事業者、障害児入所施設事業者) 訪問系サービス(居宅介護事業者、重度訪問介護事業者) 短期入所事業者 重度包括支援等サービス事業者

(ICT)

	介護	障がい
補助経費	<p>職員数の規模に応じて1事業所あたり100万～260万円が上限 (国2/3、県1/3)</p>	<p>1事業所あたり100万円が上限 (国2/3、県1/3)</p>
対象事業所	<p>ソフトウェア、情報端末(タブレット、ノートPC等)、通信環境機器(Wi-Fi)等を導入する介護事業所</p>	<p>ソフトウェア、情報端末(タブレット、ノートPC等)、通信環境機器(Wi-Fi)等を導入する障害福祉サービス事業所</p>

また、介護・障がい福祉の現場へのロボット・ICTの導入・普及の取組として、先行導入した事業所からの報告なども織り込んだセミナー、研修会などを実施している。

(普及に向けた取組)

	介護	障がい
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・介護ロボット・ICT活用セミナー ・公開事業所3施設 ・アドバイザー派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT・ロボットの導入研修会 ・今年度、導入事例をホームページ等で情報提供する予定

(3) 新型コロナウイルス感染症への対応

ア 物資支援

- ・高齢者・障がい者施設等での新型コロナウイルス感染症感染防止対策として衛生用品を備蓄し、感染が生じた政令市・中核市を除く市町村に所在する高齢者・障がい者施設等からの要請に応じて、緊急的にN95マスク、ガウンなどの衛生用品を支援している。
(政令市及び中核市は直接各市が対応)

イ 従事者に対する検査

- ・新型コロナウイルス感染症の重症化リスクの高い高齢者が入所、利用する施設・事業所の従事者が、体調に不安を感じた場合等に速やかに抗原検査キットにより検査できる環境を整えるため、政令市・中核市を除く市町村に所在する高齢者施設・事業所4,259カ所に抗原検査キット508,550検査分を令和4年8月に配布した。
(政令市及び中核市は直接各市が配布)
- ・国がWithコロナの新たな段階への移行を進めるにあたり、クラスター対策を強化するため高齢者・障がい者施設等の従事者が頻回に行う集中的検査を実施することとし、国から配布された抗原検査キットを、保健所設置市を除く市町村に所在する高齢者・障がい者施設等に配布する。
(保健所設置市は直接各市が配布)

ウ ケア付き宿泊療養施設

- ・令和2年度より、同居する家族等が新型コロナウイルスに感染し、家族等が医療機関へ入院した場合、介護者が不在となり、在宅で高齢者や障がい者の方が取り残された場合に備え、本人が陽性・

軽症でも福祉的ケアの割合が高く医療機関への入院が難しい場合に受け入れる、「ケア付き宿泊療養施設」を設置している。

- ・ 令和4年10月末時点で8人（在宅の高齢者2人、障がい者6人）が療養を行った。

エ 施設等への補助金支給

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている高齢者・障がい者施設等が、感染機会を減らしつつ、感染者等が発生した場合でも必要な介護・障害福祉サービスを継続して提供できるよう、通常のサービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等に対して補助している。